

令和元年度 男女共同参画審議会

○日 時：令和元年7月8日（月）

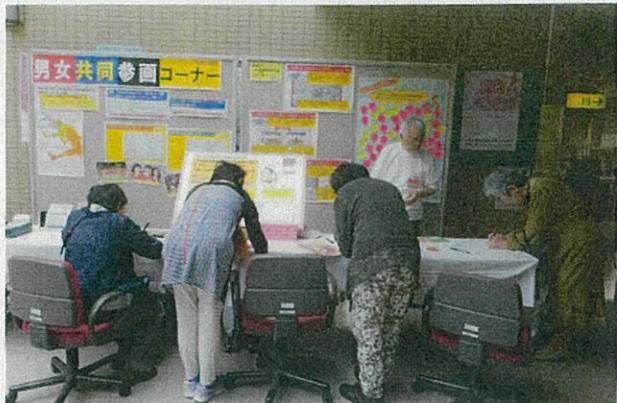
午前9時30分～

○場 所：精華町役場 入札室

平成30年度男女共同参画推進事業実施報告

月	事業実施内容	備考
4月	男女共同参画審議会委員(交代3名)及び推進会議委員(新規4名)任命	
	新規採用職員研修（人権・男女共同参画）	参加者12名
	男女共同参画ミニ通信Vol.65 「AV出演強要・「JK ビジネス」などに注意」	
5月	27日　ふれあいまつり『男女共同参画コーナー』	パネル展示・アンケート等
	男女共同参画ミニ通信Vol.66 「男女平等 日本は114位」	
6月	男女共同参画推進研究会委員任命	12名
	23~29日　男女共同参画週間啓発（22~7月1日：パネル展示）	
	男女共同参画ミニ通信Vol.67 「23日から男女共同参画週間」	
7月	17日 第1回男女共同参画推進会議・研究会研修（佐倉智美「LGBTも困らない社会を」）	参加者52名
	23日 第1回男女共同参画審議会	出席者8名
	男女共同参画ミニ通信Vol.68 「それ、セクハラかも!?」	
8月	8日 人権男女共同参画講座（伊藤真波「あきらめない心」）	参加者93名
	男女共同参画ミニ通信Vol.69 「まちの男女共同参画進捗状況」	資料1、資料2
9月	男女共同参画ミニ通信Vol.70 「「ワンオペ育児」と家事分担」	
10月	男女共同参画ミニ通信Vol.71 「ナショナル・カミングアウト・デイ」	
11月	男女共同参画審議会委員任命	
	12~25日 DV防止啓発週間（19~25日：パネル展示、12日：街頭啓発）	街頭啓発参加者11名
	町内医療機関等にDV防止啓発冊子の配布	
	男女共同参画ミニ通信Vol.72 「DVかな?と思ったら相談を」	
12月	17日 男女共同参画講座（京都財務事務所K☆ママさぼ隊「マネー講座」）	参加者35名
	男女共同参画ミニ通信Vol.73 「男性も性犯罪・性暴力の被害に」	
1月	23日 第2回男女共同参画審議会・研究会研修（精華南中学校）	参加者25名
	成人式参加者に若者向け啓発冊子の配布	約400人
	男女共同参画ミニ通信Vol.74 「怖い『デートレイブドラッグ』」	
2月	19日 精華町課長等協議会研修（久保智里「セクハラのない職場づくりのために」）	参加者28名
	男女共同参画ミニ通信Vol.75 「フラリーマン」	
3月	男女共同参画ミニ通信Vol.76 「メディアリテラシーとは」	

ふれあいまつり(5月27日開催)



男女共同参画週間(6月23日～29日)パネル展示



第1回男女共同参画推進会議・研究会研修(7月17日開催)



人権男女共同参画講座(8月8日開催)



DV防止啓発週間(11月12日～25日)パネル展示



DV防止啓発該当啓発(11月12日)



男女共同参画講座(12月17日)



第2回男女共同参画審議会・研究会研修(1月23日開催)



精華町課長等協議会研修(2月19日開催)



△▽出演強要・「JKビジネス」などに注意

街中で「モデルにならない?」と声をかけられたり、「カブエで働きながらアイドルをめざしませんか?」というチラシを渡されたり、SNSなどで、「楽に高収入が稼げる」アルバイトの記事に興味を持ったことはありませんか? このような勧誘から性的な行為などの撮影を強要されたり、性暴力の被害を受けたりする事例が発生しています。4月は進学や就職などで生活環境が大きく変わり、このような被害に遭うリスクが高いことから、「AV出演強要・「JKビジネス」等被害防止月間」と位置付けられています。

「JKビジネス」とは

女子高校生などに、客に対して個室でマッサージや添い寝をさせたり(JKフレ)、会話や占い、ゲームの相手をさせたり(JK「ミユ)、屋外でいっしょに散歩させる(JKお散歩)などの接客サービスを提供する営業形態です。

「JKビジネス」は手軽で簡単に稼げるアルバイトではなく、性被害にあう可能のあるとても危険なアルバイトです。

A▽出演強要被害とは

スカウトなどでモデルやグラビアの撮影だと偽られ脅されたりだまされたりして契約書にサインしてしまい、アドル

トビデオ(AV)に出演させられる被害です。辞めたいと言つても、契約違反と言われたり、多額の違約金を請求されたり、親や学校にばらすなどと脅され、出演を拒否できないと思つてしまふのです。

被害に遭わないために

少しでも怪しいと思ったアルバイトは、友人からの紹介であつても断りましょう。スカウトマンに、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、SNSのアカウントなどの個人情報を教えたり、学生証や運転免許証などの身分証明書を渡したりしてはいけません。連絡先を聞かれたら名刺をもらい、契約書はその場でサインせず、一旦、持ち帰りましょう。

相談してください

一度インターネット上に出た写真や動画は拡散され削除は困難なのですが、専門機関や団体の支援で削除できる場合があります。また、詐欺や脅迫などによる契約は取り消すことができますし、違約金を払わなくてもよい場合もあります。「JKビジネス」による被害やAV出演の問題は、ひとりで解決するのは難しい問題です。京都府警察本部(0075-451-9111)に相談してください。

回5
51-1919

男女平等 日本は114位

世界経温フォーラムが「ジェンダー・ギャップ指数2017」を発表し、日本は調査対象144カ国のうち、114位でした。この指数は、社会進出における各國の男女格差を、0が完全不平等、1が完全平等とし、経済・教育・保健・政治の4分野で分析し、ランギング化したもので、首位は9年連続でイスランドで、日本は、G7諸国とロシアを含む先進8カ国の中で最下位です。

ほぼ男女平等の「保健」「教育」

保健分野と教育分野では男女格差がほとんどみられません。保健分野では、出生時の男女比と平均寿命はいずれも1位でした。また、教育分野では、識字率、初等・中等・高等教育在学率では、指수가1で男女平等と評価され、昨年同様1位でしたが、高等教育在学率の格差は0.926で世界平均の0.938よりも低く1.01位でした。

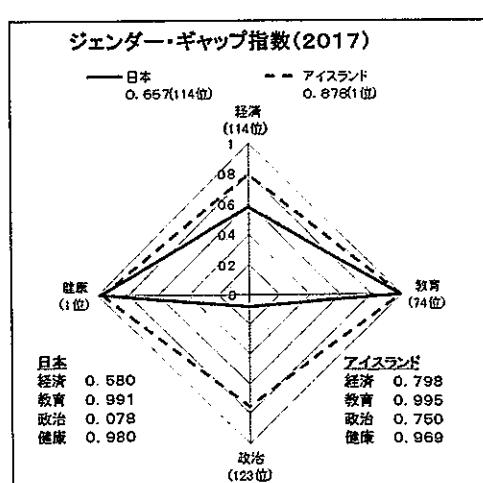
男女格差が大きい「経温」「政治」

経温分野では、幹部・管理職での男女比が0.142と世界平均の0.32よりも低く1.16位でした。社長や取締役などの企業リーダーに女性が少ないことが、低評価の一因となっています。政治分野では、女性総理大臣が誕生していないことから、過去50年間の国家代

表の在任年数の男女比が0です。議員の男女比は0.102で世界平均の0.279より低く、129位と特に低い結果でした。

男女共同参画社会のために

女性管理職・経営者や、女性議員の少なさが日本のランギングをさげています。ランギング順位を引きあげることが目的となつてはいけませんが、経温や政治分野での女性進出を阻む要因が何なのか、他の先進国との違いに目を向けて考えていく必要があるのではないかでしょうか。



23日から男女共同参画週間

男女共同参画ミニ通信

vol.
67



「走り出せ、性別のハーデルを越えて、今」は、男女共同参画週間（6月23日㈯～29日㈮）の今年度のキャッチフレーズです。「スポーツに関わるあらゆる分野での女性の参画を推進し、さまざまなスポーツに男性も女性も親しみ活躍できるようになること」をテーマに選ばれました。現在、女性もさまざまなスポーツを楽しみ活躍していますが、スポーツに関わる指導者の分野では、参画している女性はまだまだ少數です。

スポーツ指導者の分野では：

オリンピックに多くの女子選手が参加し活躍している一方、指導者・役員など、選手の育成や方針決定の場にいる女性は少數だと言われています。

日本オリンピック委員会や日本体育協会など62団体の役員は、9割を男性が占めています。【注2】そこには、「男性は

オリンピックでは…
1896年、アテネで行われた第1回オリンピックは女人禁制で、男性しか参加できませんでした。女子選手の参加が始まつたのは1900年の第2回パリ大

1896年、アテネで行われた第1回オリンピックは女人禁制で、男性しか参加できませんでした。女子選手の参加が始まつたのは1900年の第2回パリ大会からですが、全選手997人中、女子選手は22人しかおらず、競技もテニスとゴルフの2競技だけでした。

本選手355人中、女子選手は61人で全体の約17%でしたが、2004年第28回アテネ大会では、日本選手312人中、女子選手は171人で全体の約54%となり、初めて女子選手の数が男子選手を上回りました。冬季オリンピックでも、2014年ソチ大会で初めて女子選手の数が男子選手を上回り、参加選手の数で

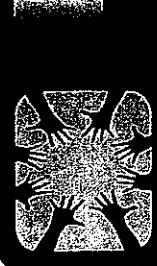
6月22日(金)～7月1日(日)、町立図書館前で男女共同参画に関するパネル展示を行います。

【注1】 数字はJOC日本オリンピック委員会ホームページより
【注2】 笹川スポーツ財団 中央競技団体現況
調査2016
19
個人権啓発課男女共同参画係95-119

それ、セクハラかも？

男女共同参画ミニ通信

vol.
68



セクハラとはセクシコアル・ハラスメントの略で、性的な嫌がらせのことです。職場や学校など、セクハラはさもざまな場で起っています。たとえ親しみを込め

・性的な事実関係を尋ねる
・食事やデートへの執拗な誘い
・性的な内容のうわさを流すなど

性的な行動の例

セツハリです。セツハリは、強制性交等罪や強制わいせつ罪、暴行罪や名譽棄損罪などに問われる事もあり、決して躊躇しないとのできない問題です。

・必要なく身体に接触する
・性的な関係を強要する
・強制わいせつ行為や強姦こうかん
・わいせつ画像の配布・掲示

男女雇用機会均等法での職場におけるセクハラとは、「職場」において、「労働者」の意に反する「性的な言動」により、就業の環境が悪化したり、拒否や抵制などの結果、障害や異効果労働条件による

事業主には、相談窓口の設置や事実関係の調査、被害者に対する配慮の措置や、セクハラ行為者への厳正な対処など、セクハラを防止する措置を講じる義務があります。

「職場」には、いつも就業している場所だけでなく、取引先の事務所や業務中の車中、出張先や業務の延長と考えられる宴会の場なども含まれます。「労働者」とは、非正規労働者を含む、事業主が雇用するすべての労働者をいいます。「性的な言動」とは、次のような性的な内容の発言や性的な行動を指します。

もしセクハラにあつたら、拒絶の意思を相手にはつきり示し、その行為はセクハラだと伝えましょう。会社の相談窓口や、都道府県労働局「雇用均等室」に相談しましよう。

性的な発言の例

性的な冗談やからかい

まちの男女共同参画進捗状況



精華町では、すべての人が個人として尊重され、個性と能力を十分に發揮することができます。このできる男女共同参画社会の実現を目指し、平成27年3月に『精華町第2次男女共同参画計画』を策定しました。計画の中では、取り組みを進めるための指標と、平成31年度の目標値を設定しています。今回は平成27年度から平成29年度の進捗状況などをお知らせします。

三年間の主な進捗状況は?

▼5年間の累積の目標値に対する3年間の進捗状況※()は目標値

○男女共同参画に関する研修会などへの参加人数: 5,500人 (1,000人)

○DV防止啓発資料の作成・配布: 6,259部 (1万部)

○ふれあいサロンの開設地区数: 34カ所 (33カ所)

○父子手帳・父親向けの啓発冊子の配布数: 1,951部 (3,250部)

○ボランティア養成研修会の実施: 3回 (5回)

▼単年度目標値に対する平成29年度状況

○人権研修会の実施: 3回 (3回)

○メディア・リテラシー【注】向上のための広報誌への記事の掲載: 1回 (1回)

○町役場の男性職員の育児休業取得率: 0% (10%)

○子育て世代における女性の労働率(国勢調査): 30~34歳 68% (77%)、35~39歳 67% (63%)

○審議会等の女性委員登用割合: 29.4% (40%)

○特定健診、乳がん、子宮がん受診率: 39.4%、41.1%、30.7% (60%、50%、50%)

○女性委員のいる審議会の割合: 87.5% (100%)

○町役場の女性管理職比率(課長級以上): 7.3% (30%)

目標値を目指して

精華町は事業主として、「精華町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」の目標達成に向けて、女性職員の活躍を推進していきます。

そして性別にかかわりなく、誰もが「多様な生き方が選択できる男女共同参画のまち」を目指し、目標値に近づける各種施策の取り組みや啓発を続けています。

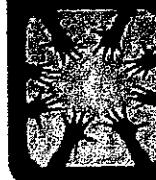
夫が正職員で妻が「パートワンオペ」の方は、子どもが病気になると妻が仕事を休まざるを得ず、勤務先で肩身が狭い思いをするというつらさもあります。

妻がフルタイムで仕事をしながら家事

【注】メディア・リテラシー——情報媒体(メディア)を使いこなし、メディアの伝える情報を理解する能力。メディアからの情報を見きわめる能力。

間人権啓発課男女共同参画係95-1-19-19

「ワンオペ育児」と家事分担



家事・育児は夫婦が協力して行うものであるという認識を夫婦のどちらも持つことが大切です。ワンオペ育児になつていなかつたら、「空き時間に家事や育児ないが、家事・育児分担を夫婦で見直してみましょう。

や育児までこなすのは並大抵のことではありません。

夫は休日に、「時間があれば」、「忙しくなつたら」、「空き時間に家事や育児を手伝うだけでも、世間から「イクメン」と賛美されたりしますが、妻は、働いていても家事・育児を毎日することは当然のことと思われがちです。

フルタイムで働いている多くの妻は夫に、サポートではなく分担を求めているのではないかでしょうか?

◆ワンオペ育児とは

主に女性が一人で家事・育児を担当することを指した言葉です。ワンオペとはコンビニや飲食チェーン店で店員が一人で店を切り盛りする状態を表す言葉で、「あらゆる業務を一人で行う」状況と「家事育児などを一人で行う」状況とてあることから、ワンオペ育児という言葉が生まれました。

◆専業主婦・パートワンオペのつらさ

家事と育児をすべて「ひとり」でこなしている、専業主婦の方を「専業主婦ワンドオペ」、パートタイムで働いている方を「パートワンオペ」といい、体調不良でもゆっくり休むことができないと言います。

夫が正職員で妻が「パートワンオペ」の方は、子どもが病気になると妻が仕事を休まざるを得ず、勤務先で肩身が狭い思いをするというつらさもあります。

妻がフルタイムで仕事をしながら家事

や育児までこなすのは並大抵のことではありません。



夫婦の勤務時間や自由時間、どのような家事・育児をどのくらいの頻度で分担しているか具体的に書き出して実態を明確にし、それぞれの家事・育児の負担を考え直してみましょう。

お互に負担が大きいと感じたら、育児サポートや家事代行サービスを利用するという方法も選択肢の一つかも知れません。

間人権啓発課男女共同参画係95-1-19-19

ナショナル・カミングアウト・デイ

vol.
71

10月11日は、ナショナル・カミングアウト・デイとして国際的に制定され、世界中でLGBTにに関する祝典などが行われています。LGBTの人たちがカミングアウトして自分らしくなれたことを祝い、自分たちの存在を訴え、LGBTは身近な存在であることを周知するためには祭典が行われるようになります。また、カミングアウトできないLGBTの人たちを励まし、LGBT「ミニユーニティ」内のディスカッションを盛んにし、人々の認識向上を図ることとした記念日でもあります。

ます。「(異性の) 恋人はいるの?」「結婚はまだしないの?」と尋ねられ、その場を取り繕うためについた小さなウソが積み重なって、自分自身が押しつぶされ、そうな経験をする人もいます。

生きていけるようになるかもしません。しかし、家族、友人、同僚との関係が壊れ、大切な人を傷つけてしまうかもしれません。また、理解してもらえず拒絶されたり、いじめや差別が起こるかもしれないという恐れや悩みがあるのです。

◆ GANTU

LGBTとは、レズビアン＝同性愛の女性、ゲイ＝同性愛の男性、バイセクシュアル＝両性愛者、トランスジェンダー＝生まれ持った性とは異なる性で生きる者、といった性的少数者の中で代表的な4つの頭文字を取った総称です。

◆ガラスの城

カミングアウトとは、自分がゲイやレズビアンであるなど性的指向に関すること、あるいはトランスジェンダーなど性自認に関するなどを他人に伝えることです。

カミングアウトしなければ、社会からストレート（異性愛者）の前提で扱われる

國人權啓發課男女共同參画係例 95

11月

DVかな?と思つたら相談を

男女共同参画ミニ通信

vol.
72

加えると言つて脅すなど。おど

加えると言

加えると言

つて脅すなど。

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者や恋人など親密な関係にある（あった）相手から振るわれる暴力です。内閣府が平成29年12月に実施した

性由異方嫌がつているのに性的な行為を強要する、避妊に協力しないなど。

題であることが分かります。また、女性の約7人に1人は何度も暴力を受けたと答えていて、非常に深刻な問題です。

◆

DVとは、相手を自分の思い通りに支配するために、一方的に継続して振るわ

れる暴力です。殴る蹴るといつた身体的暴力だけでなく、次のようにさまざまなる暴力があります。加害者はそれらを用いて「お前が悪いからだ」と被害者を責めて自分を正当化し、被害者に「自分に落ち度があった」と罪悪感を持たせ、精神的に身動きできないようにさせます。

身体的暴力

殴る、蹴る、物を投げ付ける、突き飛

ばすといった身体に対する暴行など、精神的暴力

人格を否定するような暴言、交友關係・行き先・電話・メールなどの監視

や制限、長期間の無視などの精神的嫌がらせ。相手や相手の家族に危害を

京都府家庭支援総合センター	京都府南部家庭支援センター	木津警察署	精華町役場	人権啓発課
午前9時 午後8時	午前9時 午後5時	平日午前9時 午後5時	平日午前9時 午後5時	平日午前9時 午後5時
075-5319910	43-9911	95-119110	72-0110	95-119110

一九一九年十月九日 保羅·貝爾 講男女共同參画發啓人權圖

男性も性犯罪・性暴力の被害に



とができる「非親告罪」になりました

◆女性の7・8%、男性の1・5%が
被害に

平成29年7月13日、刑法の性犯罪規定を改定し厳罰化する「改正刑法」が施行されました。これを受け、内閣府が平成29年12月に実施した「男女間における暴力に関する調査（3年）」とに実施では、「無理やり」に性交等された被害体験」という項目について、初めて男性も調査の対象になりました。

◆刑法の改正ポイント

▼「強姦罪」から「強制性交等罪」に

处罰対象となる行為が「性交・肛門性交または口腔性交」に拡大され、被害者は女性だけではなく男性も含まれるようになり、名称も「強姦罪」から「強制性交等罪」に改められました。法定刑の下限も、5年に引き上げられました。

▼「監護者性交等罪」などが新設

実の親や養親などの「監護者」が、18歳未満の者に対し、支配的な立場を利用してわいせつな行為や性的な行為を行つた場合、暴行や脅迫がなくても処罰できるものとし、「監護者性交等罪」「監護者わいせつ罪」が新設されました。

▼ 「親告罪」から「非親告罪」に

改正前は、強姦や強制わいせつなとは、被害者の告訴が必要な「親告罪」でしたのが、改正後は告訴という手続きがなくなり、訴え言が口告者を刑事裁判にかけること

調査では、女性の13人に1人、男性の67人に1人が「無理やりに性交等された経験がある」と回答しています。加害者は、男女とも「まったく知らない人」は約1割で、被害の約9割は、(元)配偶者、(元)交際相手、職場やアルバイト先の関係者など「顔見知り」によるものです。

な性犯罪行為が影を潜めていることがあります。睡眠薬などの薬物を飲み物や食べ物に入れて相手の意識をもうろうとさせ、抵抗できない状態にして、性交やわいせつな行為を行う「ドートレイブ・ダラッグ」による被害が報告されています。

◆「相談は「京都SARA」

京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター「京都SARA」では、病院、カウンセラー、警察、弁護士などと連携し、必要な支援を安心して受けていただけるよう、電話相談、来所相談（予約制）、同行支援などを行っています。女性だけでなく、男性や性的少数者からの相談も受け付けています。

京都SARA画0751-222177
11(年中無休／午前10時～午後10時)
団人権啓発課男女共同参画係

REF
95
11919

2019年1月

『アーティック・シグナル』



成人式を迎える皆さん、おめでとうございます。20歳になると、法律上、お酒を飲むことができるようになります。しか

犯罪・性暴力は、加害者の計画的で卑劣な行為です。あなたの責任ではありません。

◆相談してください

「何か体調がおかしい」「いつもと違

う」と感じたら、薬物を飲まざれども、かもしれないと疑つてください。「何が起きたのかあまり覚えていない」「薬物が入っていたかなんて分からぬ」と、相談することを諦めないでください。

身体への影響が心配ですし、証物保全の面からも、なるべく速やかに検査をする必要があります。また、写真や動画をインターネットにアップされた場合はその対策も必要です。できるだけ早く相談してください。

○性犯罪相談ダイヤル
圆#8103 「ハートさん」
圆075-411-0110

京都府警の性犯罪被害者相談電話窓口につながります。

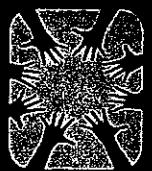
○京都SARA（京都性暴力被害者ワン
ストップ相談支援センター）
☎075-1222-17711

075-22217711

※年中無休
午前10時～午後10時

95-11919

フーラリーマン



フーラリーマンという言葉をご存知ですか。国が働き方改革を進め、ノーギャラ時代など労働時間の短縮に取り組む一方で、フーラリーマンが増えているそうです。フーラリーマンとは、「ふらふらする」と、「サラリーマン」を掛け合わせた造語で、仕事が終了してもまっすぐ家に帰らず、カフェや書店やゲームセンターなどに立ち寄って時間をつぶしているサラリーマンのことです。働き方改革の目的の一つである「長時間残業せず効率よく仕事をし、家事や育児・介護などを夫婦で適切に分担する」というワーキング・ライフ・バランスの意図とは相反する現象が生まれています。

◆なぜフーラリーマンに?

働き方改革で残業が減って、夫が早く帰宅することにより、妻が一人で家事・育児をこなす「ワンオペ育児」の解消が期待されていました。しかし、残業が多くなりますとすぐ帰宅することになつた夫は、妻が期待するように家事や育児をこなすことができない場合が往々にしてあります。そして、妻から責められてストレスをためてしまつたりして、早く帰宅できるのに時間がふぶしをしてから帰宅するようになつたというのです。

◆一方、妻は…:

家事・育児の大部分を一人でこなしている妻の多くは、「本当は助けてほしいけれど、夫が毎日遅く帰るのは仕事だから仕方がない」と我慢しています。その夫がフーラリーマンだと知った時の妻の気持ちはいかがなものでしょう。ひとりになる時間が欲しいのは、妻も同じでは。残業が減って生み出された時間を使うかは、どう人生を豊かに生きるかを考えることです。家事・育児の分担や、退社後の時間の過ごし方、夫がなぜ家に帰りたくないのかなど、夫婦でお互いの思いを話し合つてみませんか。

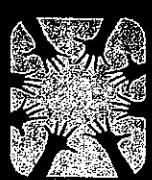
◆悩みを話せる場所があります

家族との関係がうまくいかない、居場所がない、などの悩みは「精華町ごころの相談室」で相談できます。相談は無料で、予約制です。場所は「京都大和の家」です。相談日時などは本誌「華創」や町のホームページに毎月掲載しています。秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

・予約専用電話番号 981-3909
(平日午前10時～午後4時)

■人権啓発課男女共同参画係
95-11919

メディアアリテラシーとは



◆メディアアリテラシーとは、テレビや新聞・インターネットなど、各種のメディアから送り込まれるさまざまな情報を主

題的に読み解き、その真偽を見抜き、情報を利用する力のことです。膨大な情報の中には、事実ではないもの（フェイクニュース）、誇張されたもの、特定の意図が含まれているものも潜んでいます。「その情報は本当だろうか」「誰が、どういう意図で発信しているのか」といった視点を持つて、メディアと付き合う力を身に付けることが必要です。

◆絶大なメディアの影響力

皆さんは、メディアで何度も見聞きする情報をそのまま信じ込んだり、知らぬ間に影響されたりといった経験はありませんか。人は、繰り返し同じような情報に触れていると、その真偽のほどが定かでなくとも、その情報を自然に信じ込んでしまうことがあります。例えば、戦時下では正確な情報を知るすべを制限し、伝えたい情報をだけを流すことで大衆を操作するという情報操作が行われていました。

メディアの影響力は非常に大きいため、情報があふれる現代社会の中で生活している私たちは、メディアから知らず知らずのうちにどんな影響を受けているかを考えてみることが必要です。

◆男女共同参画とメディア

ドラマやコマーシャル・雑誌など、メディアでは昔ながらの固定的な性別役割分担や、「男らしさ」「女らしさ」を含む情報が多く発信されています。

例えば、「男性は働いて収入を得る、女性は家事や子育てや介護をする」「男性は強くたくましく、女性は優しくかわいらしく」など、挙げればきりがありません。

しかし、時代は変わりつつあります。個人の生活スタイルが多様化し、柔軟な発想や多様性に対する理解が必要な時代となり、従来の画一的な「男らしさ・女らしさ」よりも「その人らしさ」が尊重されるようになってきたのです。

◆自分で情報の吟味を

生き方も好みも人それぞれ違つて、当たり前、メディアが送り込んでくる価値観に合わせる必要があります。

メディアアリテラシーを身に付け、メディアの「女性は…、男性は…」といったステレオタイプの表現に疑問や違和感や疎外感を感じたら、その感覚を大切にして、「それは事実か」「どんな目的があるのか」を自分で吟味し、情報を主体的に活用していくましょう。

■人権啓発課男女共同参画係
95-11919

令和元年度男女共同参画推進事業実施計画（案）

- 1) パネル展示
 - ・ふれあいまつり（6/2）
 - ・男女共同参画週間（6/23～6/29）
 - ・女性に対する暴力をなくす運動期間（11/12～11/25）
- 2) 広報
 - ・男女共同参画ミニ通信 年間12回 広報「華創」・町ホームページ
 - ・マザーズジョブカフェ、京都府男女共同参画センター事業等の周知
- 3) 住民向け講座
 - ・男女共同参画講座 8月27日 石藏文信 氏
- 4) 啓発資材配布
 - ・パネル展示の際に、カードや冊子等啓発資材を配架
 - ・DV防止啓発冊子の配布
(町内保育所、子育て支援センター、大和の家、町内医院)
 - ・街頭啓発 11月12日～25日の間で1回
 - ・町立図書館でDV関連書籍等の紹介パンフレット及び啓発資材配架11月中
- 5) 庁内推進体制
 - ・職員研修（新規採用職員研修等） 4月2日
 - ・男女共同参画推進会議 6月19日 木村知佐子 氏（WLBC関西）
 - ・男女共同参画推進研究会（ワーキンググループ） 年1～2回
 - ・第2回男女共同参画審議会（7月8日、11月）
- 6) DV被害者支援
 - ・京都府及び山城管内ネットワーク等会議参加
 - ・相談員配置及び研修参加
 - ・庁内連携会議開催（必要に応じて）
- 7) 相談事業
 - ・精華町こころの相談室事業実施（委託）
- 8) 計画推進
 - ・計画進捗状況調査（全庁）
 - ・第2次男女共同参画計画の中間見直し
- 9) 教育との連携
 - ・成人式で啓発冊子配布

○精華町男女共同参画推進条例

平成25年3月29日

条例第24号

目次

前文

第1章 総則(第1条～第10条)

第2章 基本的施策(第11条～第20条)

第3章 苦情及び相談への対応(第21条・第22条)

第4章 精華町男女共同参画審議会(第23条)

第5章 雜則(第24条)

附則

精華町は、平城京(奈良)、平安京(京都)等の都を結ぶ文化の回廊に位置し、豊かな自然の中で古くから農業を中心に入々の暮らしが営まれてきました。近年、関西文化学術研究都市の中心地として、最先端技術の研究施設や新しい街並みが加わり緑と調和した都市の形成が進んでいます。

わが国では、日本国憲法にうたわれた法の下の平等と、国際社会における取組と連携した男女共同参画社会の実現を目指して、男女共同参画社会基本法が制定されました。精華町においても平成17年に精華町男女共同参画基本計画を策定し、一人ひとりが暮らしやすいまちを目指して様々な施策を推進してきました。

しかし、住民の意識には差があり、地区によっては性別による固定的な役割分担意識や慣行が今なお根強く残っており、個々の個性や能力が十分に發揮されていない状況があります。

また、仕事と生活とが調和した社会生活を営むことが難しい環境にもあり、すべての人がお互いの人権を尊重しあい多様な生き方を選択することのできる男女共同参画社会の実現には多くの課題が残され、なお一層の努力が必要です。

今後さらに少子高齢化や社会の急激な変化が進む中、学研都市の中核地にふさわしい活力ある生活環境を実現するためには、社会のあらゆる分野で男女共同参画の推進に取り組まねばなりません。

こうした現状を踏まえ、精華町は、男女共同参画の推進を主要な政策と位置づけ、町に関わるすべての人が協力・連携して、誰もがその個性と能力を十分に発揮できる真に豊かなまちづくりに取り組むため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、精華町における男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、住民、事業者、住民活動団体、教育関係者及び町の責務を明らかにするとともに、町が実施する施策の基本となる事項を定め、「一人ひとりが暮らしやすいまち」を目標に、住民一人ひとりが人権を尊重され、生き生きと暮らすことのできる男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 性別にかかわりなく、すべての人が個人として尊重され、自らの意思により、家庭、学校、職場、地域その他あらゆる場における活動に参画し、個性と能力を十分に発揮する機会が確保され、共に責任を担うことをいう。
- (2) 住民 町内に居住又は町内で活動するすべての個人をいう。
- (3) 事業者 町内において、営利であるか非営利であるかを問わず、事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) 住民活動団体 町内において活動を行う住民団体及びコミュニティ活動のための組織等をいう。
- (5) 教育関係者 町内において、あらゆる教育及び保育に携わる個人及び法人その他の団体をいう。
- (6) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野での活動における男女間の格差を是正するため、男女のいずれか一方に対し、積極的に参画する機会を提供することをいう。
- (7) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により他の者に不快感を与え、就労環境その他の生活環境を害すること、又は不利益を与えることをいう。
- (8) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他の親密な関係にある、又は親密な関係にあつた者の間での、身体的、精神的、経済的又は性的な苦痛を与える暴力をいう。

(9) ワーク・ライフ・バランス 一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、仕事と家庭や地域生活等との調和が保たれ、人生の各段階に応じて多様な生き方を選択及び実現できることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画を推進するための基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 男女の人権の尊重 すべての人が個人として尊重され、性別による差別的な扱いを受けることなく、能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 社会における制度及び慣行についての見直し 性別による固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行が改善され、住民が社会活動に制限を受けることなく参画し、多様な生き方が自由に選択できること。
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画 住民が、社会の対等な構成員として、町における政策又は事業者、住民活動団体等その他の団体における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- (4) 家庭生活と社会活動の両立 住民が、互いの協力及び社会の支援の下、家事、育児、介護等の家庭生活における活動及び職業生活、その他の社会における活動に対等に参画でき、ワーク・ライフ・バランスが保たれること。
- (5) 次世代の育成 次代の社会を生きる子どもを「こころ豊かに育む」ために、家庭、学校、職場、地域その他あらゆる場において、住民が共に参画し責任を担い、安心して子どもを産み、育てられる環境づくりへの取組が進められること。
- (6) 男女の生涯にわたる健康の確保 男女が、互いの性についての理解を深め、妊娠、出産等について双方の意思が尊重されるとともに、生涯を通じて健康な生活を営む権利が保障されること。
- (7) あらゆる教育の機会における男女共同参画への理解を深める取組 家庭、学校、職場、地域その他あらゆる教育及び学習の機会において、個人として自ら学び、考え、決定して行動することの重要性を認識し、男女共同参画への理解を深めるための取組がされること。
- (8) 性別による人権侵害の禁止 セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)、ドメスティック・バイオレンス(DV)その他の男女共同参画を阻害する暴力的行為は、犯罪又は人権侵害であるとの認識の下、その根絶を目指すこと。また、男女の性別にとどまらず、性同一性障害を有する人、先天的に身体上の性別が不明瞭である人その他のあらゆる人の人権についても配慮されること。
- (9) 國際的視野での協調 男女共同参画社会の実現に当たっては、国際社会における取組に留意し、国際的な協調の下に行われること。

(町の責務)

第4条 町は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進を主要な施策として位置付け、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 町は、国及び他の地方公共団体と連携を図り、住民、事業者及び住民活動団体、教育関係者と協働して、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施しなければならない。

3 町は、率先して男女共同参画の推進に取り組むとともに、事業者の模範となるよう努めなければならない。

(住民の責務)

第5条 住民は、基本理念に基づき、男女共同参画についての理解を深め、家庭、学校、職場、地域その他あらゆる場において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 住民は、町が実施する男女共同参画に関する事業に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、雇用している、又は雇用しようとする人について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、ワーク・ライフ・バランスのとれる就労環境づくりに努めなければならない。

2 事業者は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(住民活動団体の責務)

第7条 住民活動団体は、基本理念に基づき、その団体活動において、男女が対等に参画できる機会を積極的に確保するよう努めなければならない。

2 住民活動団体は、町が実施する男女共同参画に関する事業に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第8条 教育関係者は、男女共同参画を推進する上での教育の果たす役割の重要性を認識し、基本理念に基づき、教育を行うよう努めなければならない。

2 教育関係者は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に取り組むよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第9条 住民は、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる分野において、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別的な扱い及び人権侵害を行ってはならない。

2 住民は、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(情報及び表現に関する留意事項)

第10条 住民は、広く提供する情報において、次に掲げる表現を行わないよう努めなければならない。

(1) 性別による固定的な役割分担意識を肯定し、助長し、又は連想させる表現

(2) 性別による暴力的行為を肯定し、助長し、又は連想させる表現

(3) 性別による偏見を肯定し、又は助長する表現

(4) 過度の性的な表現

第2章 基本的施策**(基本計画)**

第11条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 町長は、基本計画を策定又は変更するときは、精華町男女共同参画審議会の意見を聞くとともに、住民の意見を反映させるよう努めなければならない。

3 町長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 町長は、社会情勢の変化に対応し、男女共同参画の推進のため、必要に応じて基本計画の見直しを行わなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第12条 町は、あらゆる施策を定め、実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(推進体制の整備等)

第13条 町は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための推進体制を整備する。

2 町は、男女共同参画に関する施策を推進するため、必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第14条 町は、男女共同参画の推進に関する施策を定めること及びその推進に必要な事項について、調査研究を行うとともに、その成果を施策に反映させるものとする。

(住民等の理解を深める取組)

第15条 町は、住民等の男女共同参画に関する意識及び理解を深めるよう、情報提供及び広報活動等の充実に取り組まなければならない。

(積極的改善措置)

第16条 町は、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野における活動において、男女の間に参画する機会の格差が生じている場合は、住民等と協力し、積極的に格差を是正するための措置を講じるよう努めなければならない。

2 町長は、あらゆる審議会等の委員を委嘱し、又は任命する場合には、できる限り男女の均衡を図るよう努めなければならない。

(住民等の活動への支援)

第17条 町は、住民等に対して、男女共同参画の推進活動に関する情報の提供、人材の育成及びその他必要な支援を行うよう努めなければならない。

(雇用における男女共同参画の推進)

第18条 町は、事業者に対し、雇用における男女共同参画の推進活動に関する情報提供等必要な支援に努めなければならない。

(事業者等からの報告)

第19条 町長は、男女共同参画の推進に関する現状及びその他必要な事項について、事業者及び住

民活動団体等に報告を求めることができる。

(施策の実施状況の公表)

第20条 町長は、毎年度、基本計画に基づく施策の実施状況について、広く住民に周知できるよう工夫して公表しなければならない。

第3章 苦情及び相談等への対応

(苦情等への対応)

第21条 町は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策や男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項に関して住民等からの苦情及び意見の申出があった場合は、問題解決に向けた適切な対応をするものとする。

2 町は、相談及び苦情の申出に係る処理制度への住民等の理解を深めるため、その普及啓発を行うものとする。

(相談等への対応)

第22条 町は、性別による差別的な扱い、セクシュアル・ハラスメント又はドメスティック・バイオレンスによる被害若しくは不利益を受けた者からの相談があった場合は、被害者保護のために必要に応じて関係機関と連携し、解決に向けた適切な対応をするものとする。

第4章 精華町男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会)

第23条 男女共同参画の推進に関して必要な事項を調査審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく町長の附属機関として、精華町男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、第11条第2項に規定する事項のほか、男女共同参画の施策の推進に関し必要な事項について町長に意見を述べることができる。

3 審議会は、町長が委嘱する委員13人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雜則

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

○精華町男女共同参画推進条例施行規則

平成25年6月14日

規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、精華町男女共同参画推進条例(平成25年条例第24号。以下「条例」という。)の施行に關し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(苦情・意見等の申出)

第3条 条例第21条第1項の規定による苦情及び意見等の申出を行う者は、次に掲げる事項を記載した苦情・意見等申出書(別記様式第1号)を町長に提出しなければならない。ただし、町長が当該申出を書面により行うことができない特別の理由があると認めるときは、口頭その他適切な方法でこれを行うことができる。

(1) 申出を行う者の氏名及び住所(団体にあっては、名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地)並びに電話番号

(2) 申出の趣旨及び理由

(3) 他の機関への相談等の状況

(4) 申出の年月日

(5) その他町長が必要と認める事項

(審査等を行わない申出等)

第4条 町長は、次の各号のいずれかに該当する事項については、処理することができない。

(1) 判決、裁判等により確定した事項

(2) 裁判所において係争中又は行政庁において不服申立ての審理中の事項

(3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)その他の法令の規定により処理すべき事項

(4) 議会に請願又は陳情を行っている事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、処理することが適當でないと認められる事項

2 前項各号のいずれかに該当するときは、町長は速やかに申出者に対し、当該申出等が処理できない理由を苦情・意見等処理結果通知書(別記様式第2号)により通知するものとする。

(担当所属への調査等)

第5条 町長は、前条第1項の規定による調査等を行わない事項に該当しない申出については、当該苦情・意見等に関する施策を担当する所属(以下「担当所属」という。)に施策の内容を照会する等の必要な調査等を行うものとする。

(精華町男女共同参画審議会の意見聴取)

第6条 町長は、前条に規定する調査等のほか、特に必要があると認めるときは、条例第21条第1項及び第23条第2項の規定により、必要に応じて精華町男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の意見を聞くものとする。

(苦情・意見等の処理決定)

第7条 町長は、第5条に規定する担当所属への調査等及び前条に規定する審議会からの意見を踏まえ、苦情・意見等への処理を決定し、申出者対し、苦情・意見等処理結果通知書(別記様式第2号)により、通知するものとする。

2 町長は、前項に規定する苦情・意見等の処理決定について、必要と認めたときは、担当所属に対応を指示するものとする。

(男女共同参画審議会)

第8条 条例第23条に規定する審議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 精華町住民

(3) 関係団体の代表者

(4) その他町長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第9条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第11条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門的事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 部会の会議については、前条の規定を準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替える。

(関係者の出席等)

第12条 審議会及び部会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第13条 苦情・意見等への対応及び審議会の庶務は、男女共同参画政策主管課において処理する。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以後最初に開かれる審議会の招集及び会長が選任されるまでの間の審議会の主宰は、町長が行う。

別記様式第1号(第3条関係)